

吉田弥平編集「読本」における教材価値の考察

—古典教材を視座に—

A Study on the Determination of the Effectiveness of Tokuhon,
an old Japanese textbook edited by Yahei Yoshida as teaching materials:
From the viewpoint of the teaching materials of classic work

中 嶋 真 弓

NAKASHIMA Mayumi

1. 問題の所在

高等女学校は、1891（M24）年の中学校令改正で「高等女学校ハ女子ニ須要ナル高等普通教育ヲ施ス所ニシテ尋常中学校ノ種類トス」という位置づけがなされた。その後、1895（M28）年「高等女学校規程」、1899（M32）年「高等女学校令」が公布された。「高等女学校令」では、「高等女学校ハ女子ニ須要ナル高等普通教育ヲ為スヲ以テ目的トス」とされ、中学校から分離独立した女子中等教育機関となった。続いて、1901（M34）年「高等女学校令施行規則」、1903（M36）年「高等女学校教授要目」（以後「高女要目」と略記）が発令され、高等女学校の教育制度が確立した。それに伴って、講読で使用される教科書読本が多く発行された。読本について言及した先行研究には、田坂文穂『近代国語教科書史』、眞有澄香『「読本」の研究』、浮田真弓「明治後期高等女学校の国語教材に関する一考察」等がある。しかし、作品単位で教科書採録の変遷を捉えたりジェンダーの観点から中学校の作品と比較したりするものが多く、詳細な採録箇所による分析はあまりなされていない。

そこで本稿では、「高女要目」制定後の高等女学校読本に古典教材がどのような役割を担って採録されたかを、中学校読本との比較を通して教材レベルで分析することを目的とする。これにより、高等女学校の教育課程が確立した当初の古典教材の特徴や担う役割の一端を捉えることができるからである。分析対象の教科書は、1904（M37）年吉田弥平他3名『女子国語読本全十冊』（金港堂 37.1.17発行 [検定37.2.9]以後吉田高女1904（M37）年と略記）と1907（M40）年吉田弥平編『中学国文教科書』（上原才一郎 M40.1.11発行 [検定40.1.12] 以後吉田中1907（M40）年と略記）とする。吉田弥平読本を対象とした理由は、吉田高女1904（M37）年は、「1925（T14）年訂正十九版『六訂女子国語読本』に至るまで広く普及した教科書」¹であること、また、吉田中1906（M39）年は、「優れた中等学校教科書を編集した。三〇年にわたって二三版を数えた教科書」²とあることから、両読本ともそれぞれの「教授要目」発令後の教科書であること、長きにわたり普及してきたこと、また同一編者（高等女学校の読本は共著であるが）であることから、比較が可能だと考えたからである。

なお、本稿では引用に際して仮名遣いは原文通りとするが、漢字・仮名は新字体に改め、句

読点は必要に応じて補うこととする。

2. 1903 (M36) 年「高等女学校教授要目」(高女要目)の概要

1902 (M35) 年「中学校教授要目」(以後「中学要目」と略記)が制定された。それに伴い文部省は「高等女学校教授細目調査」委員会を組織し、「適当なる教授細目を編製すること」³を指示し、1903 (M36) 年「高女要目」制定に至った。「高女要目」制定前には、前述したように「高等女学校規程」、「高等女学校令施行規則」が発布されている。以下、国語そして学科目の程度を中心に抜粋する。

□1895 (M28) 年「高等女学校規程」(1.29文部省令第一号)

〈学科目〉・国語(講読・作文) ・随意科目:漢文

〈学科目ノ程度〉

- ・初メハ普通ノ漢字交リ文ヲ講読セシメ漸ク中古以降ノ平易ニシテ雅馴ナル文章及歌ニ及ホシ又日用書類記事文等ヲ作ラシメ兼ネテ文法ノ大要ヲ授ク

□1901 (M34) 年「高等女学校令施行規則」(3.22文部省令第4号)

〈学科目〉・国語(講読・文法及作文・習字) ・随意科目:漢文(削除される 引用者補)

〈学科目ノ程度〉

- ・国語ハ普通ノ言語、文章ヲ了解シ正確且自由ニ思想ヲ表彰スルノ能ヲ得シメ文学上ノ趣味ヲ養ヒ兼テ智徳ノ啓発ニ資スルヲ以テ要旨トス 国語ハ現時ノ文章ヲ主トシテ講読セシメ進ミテハ近古ノ文章ニ及ホシ又实用簡易ナル文ヲ作ラシメ文法ノ大要及習字ヲ授クヘシ

□1903 (M36) 年「高女要目」(3.9文部省令第二号)

〈学科目〉・国語(読解・文法及作文・習字) (4年生には習字はない。引用者補)

〈教授要目〉講読(読方・解釈・諳誦)の「読解ノ材料」を中心に特記。

- ・第一学年及第二学年

講読ノ材料ハ小学校ニ於ケル国語トノ連絡ヲ保チ今文ヲ用ヒテ修身、歴史、地理、理科、家事、実業、美術、社交等ニ関スル事項ヲ記シタル平正ナル記事文(後略)

- ・第三学年

講読ノ材料ハ第二学年ニ準シ平正ナル近世文ヲ加フ之ヲ課スル比ハ凡今文六、近世文四トス(後略)

- ・第四学年

講読ノ材料ハ全学年ニ準シ平正ナル近古文ヲ加フ之ヲ課スル比ハ凡今文五、近世文三、近古文二トス(後略)

○教授上ノ注意

五 第四学年ノ講読ニ於テハ顯著ナル作家ノ文ヲ授クル際便宜其ノ伝記文体等ニ関シ簡単ナル談話ヲ交フルモ妨ナシ (下線引用者による)

上記の省令から、次のことが看取できる。

- ・1901（M34）年「高等女学校令施行規則」において、随意科目の「漢文」が削除された。
- ・「高女要目」に初めて教育内容の詳細が記された。
- ・講読の範囲が、「中古以降」から、「今文・近世文・近古文」に限定された。

本稿では、特に三つ目の講読の範囲に着目する。1895（M28）年「高等女学校規程」では「中古以降ノ平易ニシテ雅馴ナル文章」であったのが、1901（M34）年「高等女学校令施行規則」では、「近古ノ文章」となり、1903（M36）年「高女要目」では、「今文、近世文、近古文」の採録比が明確にされた。つまり、「中古文・上古文」は扱われなくなったのである。これは、1902（M35）年「中学要目」との関わりと考えられる。中学校においては講読で教授しない「中古文・上古文」を第5学年の三学期に「国文学史」として設定した。しかし、「国文学史」は、高等女学校には導入されず、講読の範囲だけ中学校に拠ったものと思われる。また、中学校には例えば、第三学年の講読ノ材料として近古文であれば、「鎌倉室町時代ノ文、例へハ保元平治物語、神皇正統記、十訓抄、樵談治要ノ類」というように、具体的な教材名が挙げられているが、高等女学校には示されていない。中学校の講読の範囲を、高等女学校にあてはめたものと思われる。

しかし、ここで、疑問が生じる。一点目は、なぜ高等女学校に「国文学史」が導入されなかったか⁴。そして、二点目は、高等女学校に教材名が挙げられなかったのはなぜかということである。

一点目についてである。「高女要目」以前は高等女学校においても「国文学史」が行われていた。しかし、「高女要目」には、それについて何も触れられていない。中学校のように特別な時間として設定されていないために教授しないとも考えられる、しかし一方で削除されたのではないために今まで通り教授すべきこととも言える。二点目では、高等女学校には具体的な教材名が書かれていないのは、中学校に拠るものとも考え「省略」と受け取ることができるが、講読の範囲と採録比さえ省令通りであれば、教材は発行者に任せられたとも考えら、教材採録は中学校ほどの縛りが無いとも言える。いずれにしても、中学校とは違う高等女学校の独自性を向うことができる。上記の2つの疑問も踏まえながら、古典教材がどのような役割を担い採録されたかを見ていく。

3. 吉田弥平高女1904（M37）年「読本」の考察

3-1 「例言」の考察

吉田高女1904（M37）年の「例言」は、七つの項目で書かれている。一部抜粋する。

- ・読本中に時文なくんば、生徒何所にか作文の軌範を求めん。本書が上級に至りても、なほ時文の課を多くしたるはこれがためなり。されど、古文はまた古文として独立の価値を認むべく、教育上必要の材たること勿論なれば、その代表たるべき名文は上級に於いて大抵これをとれり。
- ・女子の読本に女子としての材料を要求するは当然なり。（中略）されど、女子向きの材料に

偏して、広く人としての要求に応ずる材料を欠くがごとき弊をも避けんことに注意せり。読本が徳育を助くべきことはいふまでもなけれど、さりとて、かの独断的に国体の美を唱道し、抽象的に忠孝の道を論説するが如きは、読本の材料として適當をかくのみならず、勸奨の道に於いてもまた至れりとすべからず。

- ・地図絵画の類は本文理會を助くるに必要な場合多し。本書は必要に応じてこれを挿入したり。
- ・句読段節は一々これを標示するを法とす。然れども、ことさらにこれを省略して生徒の発見にまかするも、亦教授の一手段たり。

「例言」によれば、これらの読本で採り上げた古文は、「古文としての独立の価値」つまり、「軌範」としての位置づけだけではなく、古文そのものの価値も重視したというのである。長きにわたり読みつがれてきた古典は「教育上必要なもの」であり、教材においては「女性に偏せず、広く人としての要求にこたえるのに適當」なものを編集したという。

上記の「例言」は、1902（M35）年発行吉田弥平他3名『女子国語読本』と同じである。しかし、吉田高女1904（M37）年には、「例言」（明治三十四年十二月 引用者補）の後に「修正の要旨」（明治三十六年十月）が付けられている。そこには、六つの内容が挙げられている。骨子のみまとめて記しておく。

- 一、漢字使用の制限と小学読本との連絡を保つ。
- 二、文辞の難易、思想の高卑を精査し、学年の程度に適應する。
- 三、分量の過不及を斟酌し、授業時数に適合する。
- 四、口語文を刪定して、通弊たる奇僻に陥らない。
- 五、地図肖像等を増加し本文の理會を助ける。
- 六、句読の法を改め、なるべく普通の用例にする。

「高女要目」が、1903（M36）年3月9日に発令されていることを考え合わせると、「高女要目」による訂正版ではあるものの、「修正の要旨」を見る限りは前述した「例言」の考え方はそのまま生かされているようである。

それでは、どのような古典教材がどういう役割を担い価値づけられ採録されているかを見ていくこととする。

3-2 吉田高女1904（M37）年に見られる古典教材

「高女要目」発令時は、高等女学校の修業年限は4年で伸縮可という状況である。「例言」にも、「第五学年の業を修むるものには、最後の二巻を課す」とある。そこで、本稿では中学校と比較するために、高等女学校5年として考えていく。〈表1〉に、吉田高女1904（M37）年と吉田中1907（M40）年の古典教材を整理した。吉田高女1904（M37）年の「例言」には「名文は、大体とった。」と記されているが、ここに挙げられているものがそれにあたる。

近古文が登場するのは巻七からである。そこで、巻七～巻十の古典教材を中心に見ていく。それぞれの近古文の採録状況は、以下のようなものである。なお、数字は、目録にある課の番号である。

□卷七

- ・七 笠置の防戦（太平記）
- ・八 笠置の御没落（太平記）
- ・九 後室の訓誡（太平記）
- ・一〇 最後の参内（太平記）
- ・一四 臣節（神皇正統記）
- ・一五 後醍醐天皇の崩御（神皇正統記）
- ・二〇 源顯家卿の北方（吉野拾遺）
- ・二一 寛成親王の穎悟（吉野拾遺）
- ・二二 熊王の発心（吉野拾遺）

□卷八

- ・一 空行く雁（曾我物語）
- ・五 安元の大火（方丈記）
- ・六 元暦の地震（方丈記）
- ・一〇 秋の春柳（古今著聞集）
- ・一一 言語（十訓抄）
- ・一五 高倉院（平家物語）
- ・一六 丹波少将の都還り（平家物語）
- ・一八 平忠度（源平盛衰記）

□卷九

- ・四 徒然草其の一（徒然草）
- ・五 徒然草其の二（徒然草）
- ・六 徒然草其の三（徒然草）
- ・七 徒然草其の四（徒然草）
- ・八 徒然草其の五（徒然草）
- ・九 徒然草其の六（徒然草）
- ・一〇 徒然草其の七（徒然草）
- ・一三 光頼卿の参内（平治物語）
- ・一四 為朝の群議（保元物語）
- ・一五 鬼ヶ島（保元物語）
- ・二一 東関紀行（東関紀行）
- ・二二 後基朝臣の東下り（太平記）

□卷十

- ・六 十六夜日記其の一（十六夜日記）
- ・七 十六夜日記其の二（十六夜日記）

- ・八 十六夜日記其の三 (十六夜日記)
- ・一一 新島守其の一 (増鏡)
- ・一二 新島守其の二 (増鏡)
- ・一三 新島守其の三 (増鏡)
- ・一四 新島守其の四 (増鏡)

それぞれの巻における近古文が占める課数と頁数は以下のようである

□巻七	全課数24	古典課数 9	37.5%	:	全頁数119	古典頁数49	41.2%
□巻八	全課数25	古典課数 8	32.0%	:	全頁数112	古典頁数30	26.8%
□巻九	全課数28	古典課数12	42.9%	:	全頁数115	古典頁数69	60.0%
□巻十	全課数23	古典課数 7	30.4%	:	全頁数113	古典頁数43	38.1%

〈表1〉	吉田高女1902 (M35) 年		吉田高女1904 (M37) 年		吉田中学1907 (M40) 年	
巻6					曾我物語	空行く雁 (一) (二)
					義経記	義経主従 (一) (二)
巻7	太平記	笠置山の防戦	太平記	笠置山の防戦	太平記	松の下露
		笠置の没落		笠置の御没落		熊野落
		後室の訓誡		後室の訓誡		
		最後の参内		最後の参内		
	神皇正統記	臣節	神皇正統記	臣節	神皇正統記	吉野の秋霧
		後醍醐天皇の前御		後醍醐天皇の前御		人臣の道
	吉野拾遺	源顯家卿の北方	吉野拾遺	源顯家卿の北方		
		寛成親王の顯悟		寛成親王の顯悟		
		熊王発心の事		熊王発心の事		
					十八樓の記 (芭蕉)	十八樓の記 (芭蕉)
					古今著聞集 (橘成季)	連歌二首 衣のたて
					方丈記	養和の飢饉
						元暦の地震
					十訓抄	連歌二首 弓張月
					吉野拾遺	熊王の発心
						寛成親王
						為朝の軍議 (一) (二)
巻8	方丈記	安元の大火	方丈記	安元の大火	保元物語	
		元暦の地震		元暦の地震		
	平家物語	高倉院	平家物語	高倉院	平家物語	長谷部信連
				丹波少将の都還り		扇の的
	源平盛衰記	平忠度	源平盛衰記	平忠度	平治物語	光頼卿の参内
				十訓抄	言語	
				古今著聞集 (橘成季)	秋の春柳	
巻9	徒然草	徒然草其の一～八	徒然草	その一～七	徒然草	四時のあはれ
						荒れたる御堂
						仁和寺の法師
						懶怠心
	太平記	俊基朝臣の東下り	太平記	俊基朝臣の東下り	太平記	落花の雪
					源平盛衰記	文策と朝朝 (一) (二)
					平家物語	有王の島下り (一) (二)
					松尾芭蕉	平泉
					狂言記	末広がり
	東関紀行	東関紀行	東関紀行	東関紀行		
	十六夜日記	十六夜日記其の一～二				
				平治物語	光頼卿の参内	
				保元物語	為朝の軍議	
					鬼ヶ島	
巻10	土佐日記	土佐日記其の一～四				
			増鏡	新島其の一～四	増鏡	おどろの下
						新島守 (一) (二)
					平家物語	大原御幸 (一) (二)
			十六夜日記	十六夜日記其の一～三		
					東関紀行	東路の旅 (一) (二)

教材配列を見る限り、古典の位置づけやその前後の課において取り立てて特徴を見出すことはできない。しかし、上記の数値から日常と密接した平易な文章がより求められているにもかかわらず、実際には近古文の占める割合が多いといえる。そして、古文の一部を短く抜粋するという採録ではなく、ある程度まとまった分量で示し、作品の特徴や全体像が見えるようになっている。野村八良は「十六夜日記などはどうしても少しとりまとめて読ませたい様に思ふ」⁵と述べていように、採録姿勢に作品世界やその古典のもつ固有の特徴を読ませることも重視したと考えられる。

3-3 吉田高女1904 (M37) 年に見られる「十六夜日記」の役割

「高等女学校規程」について『教育時論』に「大体に於ては女子高等師範学校附属高等女学校の規程を其儘に採用せしもの」⁶とある。そして、女子高等師範学校附属高等女学校の規程は、明治16年8月に創定規則が作られ、それが基本となっているとされる。明治16年8月当時の「東京女子師範学校附属高等女学校規則」の中にある「教科用図書各級配当表」には「高等女学校下等科（講読） ・ 神皇正統記」、「高等女学校上等科（講読） ・ 十六夜日記・大鏡・土佐日記・竹取物語」といった図書が見られる。神皇正統記・十六夜日記・土佐日記が吉田弥平他3名『女子国語読本』1902 (M35) 年に採録されているのもその流れによるものと考えられる。

〈表1〉を見ていくと、「十六夜日記」以外吉田高女1904 (M37) 年の古典教材は、吉田中1907 (M40) 年と同じである。浮田真弓は、中学校読本教材の中で「十六夜日記」が「M33～M35の期間に消えた作品」⁷と指摘しているが、その理由については触れていない。また、浮田真弓は、田坂文穂の調査を基に教材の変遷を考察している。その中で「十六夜日記」の変遷の推移を「第一期 (M28-M36) : 15教科書中11種 (77.3%)、第二期 (M36-M41) : 11教科書中8種 (72.2%)、第三期 (M44-T1) : 8教科書中4種 (50.0%)」⁸採録されているとしている。浮田真弓の調査から、中学校では削除されてもM41迄の高等女学校においては重要な教材だったといえる。

では、「十六夜日記」の何が求められて採録されたのかについて見ていく。阿仏尼により記された「十六夜日記」は、序と東下りの道の記、鎌倉滞在の記、長歌の三つの部分からなる紀行・日記文学である。吉田高女1904 (M37) 年では、巻十に「六・七・八」の3課を設け採録している。採録箇所は、「六 昔、壁の中よりもとめ出でけりけん書の名をば、～〈つくづくと・・・〉とぞ慰むる。」、「七 山より、侍従の兄の律師もいでたち見んとて、～今日は十六日の夜なりけり。いと苦しくて臥しぬ。」、「八 〈しましまや・・・〉以下長歌」である。六・七課は序と「道の記」の冒頭で、出発の経緯から十六夜までのことである。それに長歌が八課に附してある。この部分を講読すれば「十六夜日記」という書名の由来及び全体像がおおよそ理解できる。今関敏子は、序について「品格ある流麗な筆致で、和歌の歴史性と靈妙な力、勅撰集を撰進する歌道家たる御子左家が占める位置、その家の一人となったことへの自覚と夫為家から託された責任、下向するに至った理由と決意とが明快に述べられる」⁹としている。また、佐藤恒雄は「新興の紀行文学としての側面をもつ『道の記』が重視（中略）その部分は都に残

してきた為相・為守らに対し、歌枕とその詠み方を教えるための実際的な教科書として書かれたもので、単調な文体ともどもさして秀れていないとする評価も根強い(中略)それとは別に、第三部『鎌倉滞在記』における、淡々とした行文と、都の人々の歌のやりとりの記録の中に、うたという文芸に生き、それに救いをもとめながら生き耐えている歌人阿仏の自然な姿と心の発露を認め、その点にこそ本作品のより大きな文学的価値が存する」¹⁰としている。さらに、「困難な旅行中も珍しい風物に興じ、旅宿の孤独も京の子ら、知人との文通に慰められ、亡夫為家の思い出を胸に、その信頼にこたえて歌道家を守ろうという、人間味あふれる作者の姿が浮かび」¹¹あがると記している。しかし、そのように評される「鎌倉滞在記」ではなく、序と「道の記」の一部が採録されているということは、紀行・日記としての軌範としてではなく、また文学的な部分を尊重する採録というよりは、別の目的故に採録された意味合いが強いように思われる。「十六夜日記」は、「古来、賢母・烈女の記として有名」¹²ともされている。楫野政子は、「関根正直編『女子高級国文新読本』(M40)を採り上げ、『十六夜日記』が採録されている理由として、「作者阿仏尼が夫為家の死後、和歌の伝統継承に努力するとともに、我が子為相を思う余り、鎌倉まで裁定を仰ぐためにでかけていった、まさに良妻賢母の代表と見なされていたからである。その点では女訓の伝統は生きている」¹³と記している。社会や政治に関わる内容を採り上げる教材ではなく、全面に良妻賢母の代表として阿仏尼その人に照射し採録されたといえる。夫を慕い夫のために尽くす妻、我が子を思う母親、その代表として阿仏尼が採録されたのであることは、当時の女性に対する社会的背景から考えても明らかであろう。そして、女流作品という女学生にはより親しみやすい中にその根本的精神が組み込まれていることは、効果的にその考えを浸透することができると考えられる。教材の冒頭には、阿仏尼の肖像画が描かれているが、女学生が阿仏尼に親しみをもつのに効果的である。

次に、この採録を教授される女学生の立場から捉えたらどうであろうか。阿仏尼の旅の道中はどうであったか、裁定の結果はどうであったかは興味あるところである。とすれば、教授者は、採録されていない部分を読み聞かせたり説明したりすることになる。前述した「高女要目」には「教授上ノ注意 五 第四学年ノ講読ニ於テハ顕著ナル作家ノ文ヲ授クル際便宜其ノ伝記文体等ニ関シ簡単ナル談話ヲ交フルモ妨ナシ」とある。第四学年ノ講読とあるが、第五学年ノ講読にも適応するものとする。つまり、「十六夜日記」は、良妻賢母の代表としての教授教材であるとともに、文学史的な役割も果たしているとは言えないだろうか¹⁴。

4. 吉田高女1904 (M37) 年と吉田中学校1906 (M39) 年の考察～「方丈記」「徒然草」を中心に～

4-1 「方丈記」採録の差異

1902 (M35) 年「中学要目」には、「講読ノ材料」として具体的な教材名が挙げられていることは前述した。その内容は、第三学年「近古文：鎌倉室町時代ノ文、例へば保元平治物語、神皇正統記」、第四学年「近古文：源平盛衰記、太平記」である。省令にあるこれらの教材は、

吉田中1906（M39）年には全て採録されている。そして、吉田高女1904（M37）年にも「保元・平治物語」以外全て採録されている。その意味においては、「高女要目」に教材名が書かれていなかったことは「省略」といえるのかも知れないが、「例へハ」とあるために強制ではないものの「保元・平治物語」の採録がないところから高等女学校においては、中学校ほどの規制はなかったのではないかと考えられる。「中学要目」に挙げられた教材は、現在の中学校の教科書には採録されていない。しかし、吉田高女1904（M37）年と吉田中1907（M40）年の採録教材の中で現在中学校教科書に採録されているものが「方丈記・徒然草・平家物語」である。そこで、「方丈記」、「徒然草」の随筆文学に着目し教材の役割を考察していく。付記するが、浮田真弓は、M28からM41の高等女学校読本において、「平家物語・太平記・徒然草・方丈記・増鏡・十六夜日記」が70%以上採録されているとしている¹⁵。

先ず「方丈記」から見ていく。「方丈記」は、〈表1〉にあるように、吉田高女1904（M37）年には「安元の大火」、「元歴の地震」、吉田中1907（M40）年には「養和の飢饉」、「元歴の地震」が採録されている。

「方丈記」について永積安明は、「鴨長明自身が体験した都の大火、大地震、さては二年にわたる惨憺たる飢饉の状況などを回想しながら、克明に捉え示すことによって説得的に語っている」¹⁶また、「（飢饉の段を・・・引用者補）長明は二十七、八に経験したことを、五十八になって『方丈記』に記したわけだが、その影像の描写の真に迫って、三十年経っても鮮明なこと、その叙述の簡にして要を得ていること」（pp.40-49）とも評している。さらに、浅見和彦は座談会の中で、『『方丈記』の文体の堅牢さ、無駄のない、縮約に縮約を重ねて残ったのがこれだという文章、無駄を省いて骨組みだけがしっかりと残っている文章」¹⁷と述べている。明快な語り口で論が運ばれる構成や文体は、高等女学校・中学校ともに文章が書けないという当時の学習状況を考えると、「方丈記」の文体を活用して、伝達の仕方を学ばせる意図があったとも考えられる¹⁸。

吉田高女1904（M37）年と吉田中1907（M40）年には、二課分「方丈記」が採録されており、共通のものは「元歴の地震」である。そして、その他に、吉田高女1904（M37）年には「安元の大火」、吉田中1907（M40）年には「養和の飢饉」が採られている。

両者の採録には、鴨長明が体験した五つの「世の不思議」である五大災厄の部分が採録されている。「冒頭の無情論の表現性、災害記事の迫真力、静かさと安らかさを重んじる人生論の説得力、草庵の様態を記す即物的描写の明晰さ、閑居記事に漂うみずみずしさ、結末の自己批判のきびしさ等、それぞれの段落は固有の魅力」¹⁹をもっている。生徒達には、臨場感あふれる五大災厄の部分が最も興味をもつ箇所ではないかと考えられる。また、この部分を捉え三木紀人は、「短い文章ながら迫真力をたたえており、これらを高く評価して、本書を記録文学の白眉とする見方もある」²⁰としていることから、文体を学ばせ、書くことに生かしていくというねらいがあるのではないかと考える。

その中で、吉田高女1904（M37）年に採録されている「安元の大火」は、燃え広がり家屋が

焼けていく様子を刻々と描き、そこで感う一般の人々の境遇、苦悩そして、むなしさを説くのである。この章段は、大火に特化している。政治的な背景等は全く排除し、ただ人の営みのむなしさとして記している。そのような意味において、家庭を守る女性にとって大火の恐ろしさ、そして、都に住むむなしさ、そこで生活する「人間の愚かさ」について考えさせるにはよい教材ではないだろうか。一方吉田中1907 (M40) 年に採録されている「養和の飢饉」は、五大災厄の段落で最も長文である。読本にはその全文が採録されている。「安元の大火」にはない、朝廷の身分や境遇における苦悩についても書かれていること、さらには、「いかにはんや諸国七道をや。」というように、鳥瞰的、広域的に視野を広げた見方をしていることなど、多くの要素が内在しており、男子にとっては幅のある内容だといえる。浅田孝紀は、「長明が明確に感情を表現ないし政治を批判した部分は、大火や辻風の叙述には見られないが、都遷り、飢饉、地震については見られる」²¹としている。「安元の大火」では、大火の様子を時系列に綿々と描き、「養和の飢饉」ではその背景にある政治の動向等への思いを覗かせている。長文でもあり、多くの要素を含んでいる後者が、中学校にふさわしいと考えられたのであろう。

「方丈記」には、隆暁法印以外固有の人物は登場しない。また、歴史についても触れていない。しかし、五大災厄を体験していた時期には、国内において戦乱や混乱があったにもかかわらず歴史的できごとには触れていないのである。巻の配列を見ると、「方丈記」の後に「平家物語」、「源平盛衰記」が位置づけられていることを考えると、「方丈記」によって語られていない部分を、国史や軍記物語の学習と関連付けて教授されたのではないかと想像できる。国史や国文学史の教授がどうであったかは、いずれ考察する必要がある。

4-2 「徒然草」採録の差異

野村八良は「徒然草にしても、平家物語にしても、初から通して読ませる事は教場では差支が生じるといふこともあるから、それはそうしないにしても、(中略) 各種の文体に慣れるとともに、又一つの文体を味はせさせるといふことも必要であらう」²²、「趣味の上から云つても、現代の文章がもとより基礎であるが、それのみに甘んずる事は出来ない。やはり古文に遡るのである。それは前代の風俗の中に自己を没入し、前代の人となつて、前代の生活を味ふといふ所にまでなる。これが文学の趣味である。徒然草の鼎かづきのはなしの可笑しいのはその時代の人となつて見るからである。(中略) 之が文学の興味である」(P8)と述べている。また、小中村義象は、「土佐日記、徒然草、の類は、時代はふるめかしけれとも、有名なる書なれば一通りはよましめたく可し。但徒然草は厭世を主としてかけるものなれば、普通教科書になす時は、ことに抄読す可し」²³としている。

そのように評されている「徒然草」であるが、吉田高女1904 (M37) 年には、序段と1・11・25・52・109・184・188 (数字は段を指す、以下同様)、吉田中1907 (M40) 年には、19・25・52・53・188が採録されている。各段の題目は以下のようなものである。なお、各段の題目は『新日本古典文学大系39方丈記・徒然草』(岩波書店1989.1)による。中学校に付記した()は、読本の題目である。高等女学校は、「其の一」、「其の二」という提示で、題目はない。

- ◇序段：つれづれなるままに・・・・・・・・・・高等女学校
- ◇第1段：いでや、この世に生まれ出でば・・高等女学校
- ◇第11段：神無月の頃・・・・・・・・・・高等女学校
- ◇第19段：おりふしの移り変わるこそ・・・・・・・・中学校（「四時のあはれ」）
- ◇第25段：飛鳥河の淵瀬・・・・・・・・・・高等女学校・中学校（「荒れたる御堂」）
- ◇第52段：仁和寺なる法師・・・・・・・・・・高等女学校・中学校（「仁和寺の法師」）
- ◇第53段：是も仁和寺の法師・・・・・・・・・・中学校（「仁和寺の法師」）
- ◇第109段：高名の木登り・・・・・・・・・・高等女学校
- ◇第184段：相模守時頼の母は・・・・・・・・・・高等女学校
- ◇第188段：ある者、子を法師になして・・・・・・・・高等女学校・中学校（「懈怠心」）

三木紀人は、『徒然草』の形式と内容によって大別するならば、「①人生の諸事を論ずる随想的章段、②説話的章段、③有職故実などに関する覚書の章段、④階層的章段、⑤その他」²⁴としている。また、「文体は、漢文訓読調の硬質なもの、王朝和文の語彙・語法によりつつ中世的な破格をまじえるもの、説話や故実書・聞書（中略）一種の文例集のような性格を持つ」²⁵ともしている。三木紀人の5つの分類に採録箇所をあてはめると、①第1段（高女）・第11段（高女）・第25段（高女・中）・第109段（高女）・第184段（高女）・第188段（高女・中）、②第52段（高女・中）第53段（中）、⑤第19段（中 自然観・美意識）と考えられる。採録のほとんどが①の教訓的な章段となる。その点は、高等女学校・中学校共通している。

以下、先行研究を踏まえながら、採録されている章段を中心に考察を加える。

- ◇序段：つれづれなるままに・・・・・・・・・・高等女学校

- ・序文というものは一般に手のこんだ文章が多い。対句仕立てで、比喩や引用を交えて格調高く記され、表面的な謙虚とは裏腹に、自尊心や使命感、それに銜学臭が見え隠れするものが多く、自然ある程度のまとまりを持つのが常²⁶

- * 「心にうつりゆくよしなし事を、そこはかとなく書きつくれば」に「一体何を書いたのだろう」と読者に興味をもたせる序である。女学生にとって、分かりやすい表現で書かれている点でも、わくわくしながら興味をもって「徒然草」の学習に入ることができると考える。

- * 「十六夜日記」同様、冒頭部分が採録されている。「国文学史」の時間が設定されていないことを考え、高等女学校には冒頭からの採録が見られると言える。

- ◇第1段：いでや、この世に生まれ出でば・・高等女学校

- * 第1段では、最後の「あるたき事は、まことしき文の道、作文・和歌・管弦の道、（中略）下戸ならぬこそ男はよける。」は省略されている。序段で、「徒然草」への興味をもたせ、第1段によって、人間の望ましい姿を、地位や容貌・教養の面から述べている。対象としている人間の中心は男性であろうが、末尾の「教養、下戸の男」についての省略によって、女性にも関わる内容と言える。また、清少納言について触れていることから女学生にとっ

ては、吉田兼好が清少納言を受け入れているように感じるのではないだろうか。そのような点からも、女学生にとって、受け入れやすい内容だといえる。

◇第11段：神無月の頃・・・・・・・・・・高等女学校

・文体・構成共にすぐれた、文学性のきわめて豊かな随想²⁷

* 閑居な住居に対する感嘆から物欲に対する失望、幻滅へとなる章段であるが、この教訓を、利己的な物欲に対するむなしさと考えるとき、女学生に対して流行に左右されたりものにこだわったりする事へのむなしさ・おろかさ・戒めにつながるのではないかと考えられる。

◇第19段：おりふしの移り変わるこそ・・・・・・・・中学校

・古典の影響が最も著しい段であって、文体もそれにふさわしく「こそ」の係結が多く、流麗²⁸

* 「四時のあはれ」は、鴨長明の美意識・自然観が記されている。そして、本文に「いひつづくれば、みな源氏物語、枕の草子などにことふりにたれど」とある。また、「四時のあはれ」の頭注に「拾遺集・古今集・大鏡」との関連する内容が記されている。源氏物語・枕草子の頭注はない。「古典の影響」とあるように、国文学史との関わりを見ることができ。なお、吉田高女1904（M37）年には、頭注はない。

◇第109段：高名の木登り・・・・・・・・・・高等女学校

・油断大敵、引かれる事例がいかにも納得のいく卑近なもの（中略）短い、一種の謎解き効果を持った話の展開がじつにあざやか²⁹

・具体的な話して明らかにしているところは、兼好の叙述の妙味とともに、話の内容を説得力あるものになっている³⁰。

・凡庸な目には、無視されてしまいがちな、彼らの寸言や一挙手一投足にも、兼好の観察は十分にとどいていたのである³¹。

* 油断大敵の教訓とも考えられるが、見方を変えれば、妻として母親としての的を射た助言をする重要さ、そして立場を変えて、助言を素直に聞くことの大切さを女学生に伝えたかったのではないだろうか。

◇第184段：相模守時頼の母は・・・・・・・・・・高等女学校

・有名な教訓談で、戦前の教育を受けた人ならば知らぬもののない話であろう。（中略）彼女は、教訓談として読まれるこの話から、何となく、いかにも東国の武人の妻ないしは母らしく気丈に生きた人として一面的に思い描かれやすい³²

・儉約の精神を鼓吹した段として、あまりにも著名なものである。しかも、禅尼が自ら実践してみせるということによって、これは又自ら教育論となっていることも見のがせない。（中略）一〇九段の「高名の木のぼりといひしをのこ」にしても、「いと危く見えしほどは」注意も与えないのである。（中略）枝葉末節にこだわらないで、勘所を抑えている³³

・兼好には、虚飾と華美とを、美的に拒否するところが一貫してあったが、この段では、治

世道德のがわに収斂されていると言えよう³⁴。

*本章段は、正に良妻賢母の鏡としての教材といえる。また、修身との関わりから見ていく必要があると考える。

このように見てくると「徒然草」の主題を読み取る学習以上に、教訓的な事柄を教授するための教材であることが見えてくる。そして、高等女学校の場合は、第19段のような日本人としての自然観や美意識といった観点から論じた章段ではなく、身近かな社会生活に関わった内容の章段で、常に自分の言動を振り返る教材を採録しているといえる。また、「十六夜日記」同様、良妻賢母そのもの、または良妻賢母に結び付けることが可能な教材が採録されているともいえる。そして、「徒然草」も文体の簡潔さや構成のおもしろさ、あるいは説得力のある叙述等、文章の軌範としての役割もある。さらに、序段や第1段などの採録によって、国文学史に広げていくことも可能である。

5. 結論

本稿では、吉田弥平編集の高等女学校・中学校の「読本」を「高女要目」、「中学要目」制定後の採録教材を中心に考察した。その結果、高等女学校の採録では、良妻賢母を推進する教材採録が見られ、吉田弥平が「例言」で述べているような「古文はまた古文として独立の価値を認む」、「女子向きの材料に偏して、広く人としての要求に応ずる材料を欠くがごとき弊をも避けんことに注意」とは違い、明らかに「良妻賢母」に導く教材、また全面には出さないものの、その根底には「良妻賢母」の考えを巧妙に組み込んだ採録がなされていると考えられる。一方で、国文学史の教授に結びつく採録の在り方や採録教材の古典が軌範としての役割を担っていることも見えてきた。

今後は吉田弥平の古典観や古典教育観をも視野に入れた究明が必要であると考えられる。

また、「高女要目」の「教授上ノ注意」として、「五 第四学年ノ講読ニ於テハ顯著ナル作家ノ文ヲ授クル際便宜其ノ伝記文体等ニ関シ簡単ナル談話ヲ交フルモ妨ナシ」とあることにも着目し、高等女学校の文学史の学習の在り方を考察したいと考えている。

【引用文献・注】

¹ 眞有澄香『「読本」の研究 近代日本の女子教育』おうふう2005.6 p451

² 井上敏夫『国語教育史資料第2巻（教科書史）』東京法令出版1981.4 p266

³ 『教育時論』雄松堂書店1902.3.5 p37

⁴ 高等女学校に国文学史が導入されなかった背景として、考えられる要因

導入されなかった理由として、当時の女性観がある。菊池文相は、1902（M35）年の全国高等女学校長会議の訓示の中で「女子ノ職ト云フモノハ独立シテ事ヲ執ルノデハナイ、結婚シテ良妻賢母トナルト云フコトガ将来大多数ノ仕事デアルカラ女子教育ト云フモノハ此

ノ任ニ適セシムルト云フコトヲ以テ目的トセネバナラヌ」と述べている。(高等女学校研究会『高等女学校資料集成第5巻』大空社1989 p12) また、『女学世界』(柏書房1903.7)の女子教育時言(一)(下)には、「高等女学校の教授要目私見」として、女学記者が次のように書いている。「家事や裁縫、手芸の二三科目を除けば、(中略)殆んど全く無用の長物たるの観あり」(p62)、「家事を営むに全く関係なき学問を注入して、諸生を苦しむるは教育上の弊害とせざるべからず、(中略)国語中の古文の如き、いづれも徒らに学制を苦悩せしむるの料たらずんばあらず、この如きは宜しく省略し」(p62) その時間で必要な学科を行う方が得策としている。つまり、中学校との修学年限及び教育課程の違いからとも考えられる。

〈参考〉

「高女要目」発令前には高等女学校でも「国文学史」が行われていた。それは、中学校も同様に教科書を見ると教授されていたことが分かる。1901(M34)年弘文館著『中学国文学史』(弘文館)、藤岡作太郎著『日本文学史教科書』(開成館)、和田萬吉・永井一孝編『刪訂国文学小史』(M34.3.15訂正再版)、1902(M35)年弘文館著『中学国文学史』(弘文館)、三上参次・高津鉄三郎著『刪定日本文学史』(金港堂)の「凡例」には、「高等女学校」の文言が見られる。例えば、1901(M34)年藤岡作太郎著『日本文学史教科書』(開成館)の「凡例」には、「この書は中学校、師範学校、高等女学校等の日本文学史の教科書にとてかきたるものにて、なるべく簡単ならんことを期した」とある。

- ⁵ 野村八良「高等女学校の国語」(『教育時論』雄松堂書店1908.11.15 849号)p. 8
- ⁶ 『教育時論』雄松堂書店1895. 2 353号p10
- ⁷ 浮田真弓「明治中後期中学校国語読本教科書に関する一考察」(『人文科教育研究25』1998) pp.20-21
- ⁸ 桜花学園大学『桜花学園大学研究紀要3』pp.83-84
- ⁹ 『シリーズ・日本の文学史⑤はじめて学ぶ日本女子文学史古典編』ミネルヴェ書房2003.1 p192
- ¹⁰ 大曾根章介他5『研究資料日本古典文学第九巻日記・紀行文学』明治書院1983.4 p160
- ¹¹ 長崎健他4『新編日本古典文学全集48中世日記紀行集』小学館1994.7 p262
- ¹² 10に同書p262
- ¹³ 梶野政子「高等女学校国語教科書—『古典文学教材』にみる近代—精神的教化手段としての『女流古典文学』—」(『日本文学12』2004 vol.53) p24
- ¹⁴ 1909(M42)年下田次郎・尾上八郎編『女子新読本』(3.15訂正再版発行)では、「十六夜日記」の採録を巻十の十七課に7頁分(全体の5.0%)採っている。吉田高女1904(M37)年が、六・七・八課で18頁分(全体の15.9%)であるのに対して分量的に少ない。その読本の「十六夜日記」の採録箇所は「粟田口といふ所よりぞ、〜くさゝがにの・・・」までである。吉田高女1904(M37)年とは違い、序の冒頭部分ではなく、「道の記」の旅立ちから20日ま

での道中の部分である。この読本の「演習」には、「(一) さきだちて行く旅人の、駒の足の音ばかりさやかにて、霧いと深し。(二) 月出でて、山の峯に立ちつゞきたる松の木の間、かちめ見えて、いとおもしろし。(三) 心より外に、笠縫のうまやといふところに、暮れはてねど、とどまる。」の三つが設定されている。採録箇所には、一箇所良妻賢母を思わせる歌があるが、その他には、それを伺わせる歌はない。また、「演習」においても、良妻賢母に着目するような捉えはない。つまり、この採録だけでは全体像は見えてこないのである。どのような経緯でこれらの歌が詠まれたのか、何故旅に出ることとなったのか等々そこには、阿仏尼の存在を伝える必要があるであろうし、旅の経緯を理解させる必要がある。これらを教授するということは、前述した「教授上ノ注意 五」が必要になると思われる。このように編者の採録部分の工夫によって、ただ単なる良妻賢母としての採録ではなく、文学史との関わりが必要になるといえる。「中学要目」の原案とされる「尋常中学校国語科教授細目」の調査委員の一人である芳賀矢一は「中学要目」が発表された時期の「中等教育に於ける国文学史」(『教育公報』1903.10)や1904(M37). 4.15『教育公報』の中で、現在の国文学史の教授の問題点を挙げ、講読との関わりの中で教授する必要性を説いている。高等女学校の講読における文学史学習こそ、現在の文学史教育につながるのではないかと筆者は考えていることを付記しておく。

¹⁵ 浮田真弓「明治後期高等女学校の国語教材に関する一考察」(『桜花学園大学研究紀要3』2001.03)pp.83-84

¹⁶ 神田秀夫他2『新編日本古典文学全集44方丈記徒然草正法眼蔵随聞記歎異抄』小学館1995.3 p 3

¹⁷ 『文学』岩波書店2012.3.4月号隔月刊第13巻・第2号p 7

¹⁸ 菊野雅之「明治中期における古文教育論の確立—大日本教育会国語科研究組合の意見をめぐって—」(2012.5.26全国大学国語教育学会発表要旨 pp.225-226)で次のように記している。

M21年頃の中学校教科書の「古文教材の選定の際には、普通文の文範に成り得るかどうかが重要な基準になっている」(p225)とした上で、関根正直編『近体国文教科書』(M21)に採録されている古典について『増鑑』などは歴史物として物事を伝達する文体が評価され、唯一の中古和文作品である『土佐日記』は、むしろ紀行文としての体裁が評価され、これも物事の伝達する文体として文範たり得ると判断されたのだと考えられる。(中略)明治20年代における国語科の課題は、近代国家に適切な普通文をいかに完成させ、かつその運用能力を学習者に獲得させるかだったと言える。そして、その課題の枠組みの中で古文作品も把握され、取捨選択されていったのである。

¹⁹ 大曾根章介他5『研究資料日本古典文学第八巻随筆文学』明治書院1983.4.20 p119

²⁰ 三木紀人『鑑賞日本の古典10方丈記・徒然草』小学館1980.2 p30

²¹ 浅田孝紀『養和の飢饉』(『方丈記』)の冒頭部における『あさまし』—「あさまし」に込められた長明の思いを汲み取る試み—(『人文科教育研究26』1999)p 5

- ²² 5に同書p8
- ²³ 小中村義象「国語科教授法の意見」(野地潤家『国語教育史資料第1巻(理論・思潮史)』東京法令出版)p42
- ²⁴ 18に同書p188
- ²⁵ 18に同書p188
- ²⁶ 三木紀人『鑑賞日本の古典10方丈記・徒然草』向学図書1980.2 p107
- ²⁷ 『国文学解釈と教材の研究三月号』學燈社1969.3 p48
- ²⁸ 27に同書p52
- ²⁹ 26に同書p304
- ³⁰ 27に同書p87
- ³¹ 三木紀人『図説日本の古典10方丈記・徒然草』集英社1980.12 p133
- ³² 26に同書pp.433-434
- ³³ 27に同書pp.118-119

(本研究は、愛知淑徳大学研究助成 平成27年度 特定課題研究「古典教育の研究—古文の<読み>を中心に—」の成果の一部である。)